

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号）による基本手当の返還命令処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされているが、その60日目が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）により定められた行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって請求期間が満了するものとして取り扱うこととされている。

本件の場合、郵便事業株式会社の書留検索結果（お問い合わせ番号〇）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる平成〇年〇月〇日までとなるところ、同日から平成〇年〇月〇日までは行政機関の休日に当たることから、本件再審査請求の請求期間は翌〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を郵便により当審査会に提出したのは、請求書を郵送してきた封筒に貼付された料金証票によると、平成〇年〇月〇日である。

したがって、本件再審査請求は、請求期間を2日超過した後にされたものであると認められ、法定の請求期間を徒過しているものであることは明らかである。

- 3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を超過してされた場合においても、請求人が正当な理由

により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。また、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、当審査会が請求人に対して請求期間内に再審査請求をすることができなかつた理由について文書により疎明を求めたところ、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの文書において、要旨、次のとおり述べている。

ア 請求人が留守の間、〇〇歳になる母親との連絡確認が不十分であったこと。また、請求人は、長男が精神病であるため自宅を空けるときがあること。

イ 決定書が発行されたのは平成〇年〇月〇日付けである一方で、請求人が郵便局から決定書を交付されたのが同年〇月初旬であったため、60日の請求期間が確認できなかつた。

ウ 再審査請求について、何をどうしたらいいのか、どう書面を整理したらいいのか悩み、書面作成前から苦戦の連続であった。労働局担当者らは、請求人に会うのを避けており、相談できなかつた。

しかしながら、これらは請求人の個人的な事情を述べるにすぎないものであり、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるような疎明とは言えず、また、審査官の決定に不服のある場合の対応については決定書の末尾において教示しているところであり、労働局の対応により請求期間を超過したものであるとの主張についても認められるものではない。

したがって、請求人が述べる上記の理由をもって本件再審査請求が請求期間を超過してされたことについての正当な理由があったと認めることはできず、その他正当な理由があったことの疎明はない。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を超過してされており、その超過したことについて正当な理由があることの疎明がないと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を超過した不適法なものと言わざるを得ず、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。